

○添付書類（営業譲渡の場合）

- 1 株主総会議事録写し（営業譲渡者・営業譲受者とも）
- 2 営業譲渡契約書写し
- 3 商業登記事項証明書写し（営業譲渡者・営業譲受者とも）
- 4 営業譲渡後の経営事項審査結果通知書（写）
- 5 建設業許可証明書写し（営業譲受者）
- 6 建設業許可の廃業届（営業譲渡者）
- 7 京都府税の納税証明書原本（営業譲渡者、譲受者）
- 8 消費税・地方消費税の納税証明書（書式その3）写し（営業譲渡者、譲受者）
- 9 営業所一覧表（営業譲受者）

- ただし、営業譲渡については、申請者にそれぞれの形態・規模・目的等があるため、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。
- その他フロー図などの参考資料があれば1部提出してください。
（特に業種の移転状況が良く分かるように記載されたもの。）
- 建設業のすべてを譲渡する場合は、このケースになります。
- 営業譲受者の方は、前提として営業譲渡者と同じ建設業許可があることが要件となります。
- ただし、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。